

令和3年度八王子市農業委員会第11回総会会議録

- 1 開催年月日 令和4年2月21日 月曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後2時31分 まで
- 4 出席委員 (21名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 米 津 元 一 | 2 番 熊 澤 治 彦 |
| 3 番 馬 場 貴 大 | 4 番 中 西 伸 夫 |
| 6 番 有 竹 満 次 | 7 番 小 林 裕 恵 |
| 8 番 菱 山 史 郎 | 9 番 坂 本 真 一 |
| 10 番 田 中 政 博 | 11 番 美濃部 弥 生 |
| 12 番 峰 尾 達 雄 | 13 番 山 田 正 |
| 14 番 門 倉 豊 | |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 田 中 和 敏 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 福 田 一 訓 |
| 19 番 三 上 正 治 | 20 番 町 田 裕 通 |
| 21 番 石 川 研 | 22 番 井 上 正 芳 |

- 5 欠席委員 (1名)

5 番 原 島 元 義

- 6 事務局職員出席者

事務局長 山 崎 光 嘉	課 長 須 藤 文 夫
主 査 上 原 裕 之	主 査 篠 原 勝 久
主 任 萩 原 健 太	主 任 原 清 貴

令和3年度(2021年度)

八王子市農業委員会 第11回総会 議題

(令和3年2月21日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第4 農地法の適用を受けない土地であることの証明について
- 第5 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 第9 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

【報告案件】

- 第10 農地の権利取得の届出について
- 第11 相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について
- 第12 令和4年度(2022年度)農業委員会総会の開催日について

《午後2時00分開会》

議長

ただいまから、令和3年度八王子市農業委員会第11回総会を開会します。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、室内の換気等に配慮しておりますが、併せて総会の円滑な進行につきましても、みなさまのご協力をお願いいたします。欠席通告のあった委員を報告します。第5番原島元義委員です。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1 「市街化区域内農地の権利を伴わない転用の届出について」 1月1日から1月31日までの届出分（13件）
第2 「市街化区域内農地の権利を伴う転用の届出について」 1月1日から1月31日までの届出分（21件）

議長

報告は終わりました。第1・第2について質問はございませんか。
質問なしと認め、進行します。

第3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3 「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。願出地が農業経営を引き続き行っていること（8件）
--

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。
質問なしと認め、進行します。

第4「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第4「農地法の適用を受けない土地であることの証明について」を説明。

所有者について、住所は高尾町在住の1名。

願出地は高尾町にある1筆、631㎡。登記地目は「畑」。現況は「山林」、現況となった時期は「平成28年2月ころ」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは、ご報告いたします。2月4日、農業委員、事務局とともに、現地を確認しました。高尾町の1筆は、神奈川中央交通バス停「込縄橋」から約150m東に位置しています。当該地は市街化区域と市街化調整区域にまたがっており、全体的に樹々が茂っている状態でした。願出者からの聞き取りでは、当該地の市街化区域部分のみ、願出者の父が平成4年に生産緑地地区の指定申請を行い、耕作を続けてきましたが、相続を機に、維持管理が困難となり、行為制限を解除したとのことです。その後、手入れができない状況が続いたことで、当該地全体の山林化が進行しています。長年耕作の用に供されていないことは明白であるため、現在の状態から再び農地へ戻すことは困難だと思います。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので進行します。お諮りします。第4については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第5「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。

買取申出生産緑地は柵田町の畑、4筆計3,311㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は山田町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年6月9日」、年齢は「60歳」、年間従事日数は「300日」。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それでは地区の担当委員としてご報告いたします。2月4日、今回、願出者である妻が新型コロナウイルス感染者と濃厚接触の疑いがあるということで、電話で聞き取りを行ったうえで当該生産緑地を確認致しました。願出者の夫は、代々農家の家で育ち、当該地においてくりや季節の葉物野菜を中心に栽培してきました。収穫した物は、親類縁者に配ったり自家消費してきました。願出者の夫は、ほぼ毎日農作業に従事してきましたが、昨年6月に60歳で亡くなりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長

報告は終わりました。質問・意見はありませんか。

ございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第6 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を説明。

買取り申出生産緑地は美山町の田 10 筆の 2,495 m²と、原野 1 筆の 19 m²。

買取申出事由の生じた者について、住所は美山町、申出者との続柄は「父」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和元年 10 月 13 日」、年齢は「80 歳」、年間従事日数は「300 日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。2月8日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者である長男からお話を伺いました。願出者の父は、代々農家の家で育ち親の手伝いから農業に携わり、当該地においてクリを植え、下草刈りを行うなど維持管理を行ってこられました。収穫したクリは、自家消費のほか親類に配ったりしていたそうです。願出者の父は、10年前に脳梗塞を発症しましたが、可能な限りご家族と共に当該地の維持管理を行ってこられたそうです。亡くなる1～2年ほど前に胃ガンを患い、令和元年10月に80歳でお亡くなりになりました。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第7 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7 「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を

説明。

買取り申出生産緑地は大谷町の畑の2筆の1,083㎡。

買取り申出事由の生じた者について、住所は大谷町、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は「令和3年8月26日」、年齢は「93歳」、年間従事日数は「300日」。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員 それでは地区の担当委員としてご報告いたします。2月9日、事務局と当該生産緑地を確認するとともに、願出者、願出者の子にお話を伺いました。願出者の夫は、学校卒業後に家業である農業に従事しました。当初、露地野菜を栽培していましたが、家計を支える為、畑での農作業以外の庭木の剪定作業にも従事していたそうです。50歳頃から造園業を中心に農作業を行うようになり、畑では苗木を栽培し、犬目町にある園芸センターに出荷するほか、庭木の剪定等の農作業を行っていたそうです。夫は持病もなく、健康上の問題はありませんでした。今回の調査において、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認しました。報告は以上です。

議長 報告は終わりました。質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。なお、この案件のように生産緑地で従事者証明が出されたのち、買取りの申し出がされた土地は農業者が優先して取得できるので、希望者がいた場合、委員の皆様は斡旋してください。事務局が対応します。

第 8 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題に
します。事務局より説明願います。

事務局

第 8 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は大谷町、耕作面積は 1,744 m²。相続開始年
月日は令和 3 年 8 月 26 日。
相続人について、住所は大谷町、年齢 87 歳、被相続人との続柄は「妻」。
適用を受けようとする農地は大谷町にある 1 筆、661 m²。相続開始前
の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は昭和 40 年 6 月 10 日。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと
思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。2月9日、事務局と現地を確認するとと
もに、願出者、願出者の子からお話を伺いました。納税猶予の適用を
受けようとする大谷町の 1 筆は生産緑地指定を受けている農地です。
当該生産緑地ではキャラ、マツ、マキ、モチノキ等の樹木や苗木が栽
培されていました。栽培した苗木等は、今までと同様に犬目町にある
園芸センターに出荷するとのことでした。願出者は、子育てが落ち着いた
昭和 40 年 6 月から夫の造園業を手伝っており、農業技術や農業知
識に関して問題はありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふ
さわしいのではないかと思います。報告は以上です。

議 長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませぬので、進行します。お諮りします。第 8 については、こ
の内容で証明することにご異議ございませぬか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 9 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を議題に
します。事務局より説明願います。

事務局

第9 「相続税の納税猶予に関する適格者の証明について」を説明。
被相続人について、住所は美山町、耕作面積は2,738㎡。相続開始年月日は令和3年8月26日。
相続人について、住所は美山町、年齢49歳、被相続人との続柄は「子」。
適用を受けようとする農地は美山町にある10筆、2,738㎡。相続開始前の農耕従事実績は有り、農業経営の開始年月日は平成30年4月1日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をしたいと思います。担当委員お願いします。

農業委員

それではご報告いたします。2月8日、事務局と現地を確認するとともに、願出者と叔父、息子からお話を伺いました。今回、納税猶予の適用を受けようとする、美山町の10筆は生産緑地の指定を受けている農地です。1筆はハウス内にネギの苗を育てており、作付けされていない部分は耕うん、草刈りされておりました。それ以外の9筆は一体的に使用されており、ノラボウ菜、ホウレンソウ、ニンニク、ダイコン等の露地野菜が作付けされておりました。収穫物はこれまでと同様に、犬目町の園芸センターに出荷するとのことで、将来的には庭先販売も視野にいれているとのことです。願出者は、平成30年頃から父の農作業を手伝い始めました。それからは、収穫や草刈り等の力仕事を主に行い、叔父の手伝いもありほぼ毎日一緒に従事してきました。今後、これまでと同様に農業経営を行っていくとのことです。このように農業の技術や知識に関して問題ありませんので、納税猶予を受ける適格者としてふさわしいと思います。報告は以上です。

議長

説明は終わりました。質問・意見はありませんか。
ございませんので、進行します。お諮りします。第9については、この内容で証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

異議なしと認めます。したがって、証明することにしました。

第 10 「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局
議長

第 10 「農地の権利取得の届出について」を報告。（6件）

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第 11 「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 11 「相続税の納税猶予の対象者等に関する通知について」を報告。
（4件）

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

第 12 「令和 4 年度（2022 年度）農業委員会総会の開催日について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第 12 「令和 4 年度（2022 年度）農業委員会総会の開催日について」を報告。

議長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。

質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。

八王子市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、

第6番 有竹満次委員

第7番 小林裕恵委員

を指名します。よろしくお願ひします。

以上をもちまして、令和 3 年度八王子市農業委員会第 11 回総会を閉会します。

《午後2時31分閉会》